

移住支援金チェックシート

ふりがな	
申請者氏名	

1 申請者の要件

下記の要件(1)、(2)をすべて満たす本市出身者ですか？			確認	市確認
(1)	市内の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校のいずれかに在籍していた	・小学校() ・中学校() ・高校等()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)	過去に継続して1年以上、本市に住民登録があった	・本市に住民登録があった期間(年 月)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

2 移住元要件

以下の要件1、2、3をすべて満たしていますか？				
要件1			確認	市確認
以下の(1)・(2)を合わせた期間が5年以上ある。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(1)	住民票を移す直前の10年間のうち、東京23区内に在住していた。 ※転居している場合は、複数の区の在住期間の合計	・東京23区在住期間合計(年 月)		<input type="checkbox"/>
(2)	住民票を移す直前の10年間のうち、東京圏(※1)のうち条件不利地域(※2)以外の地域に在住し、東京23区内へ通勤(※3)していた。 (東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、移住元としての対象期間とすることができる。)	・東京圏在住期間合計(年 月)		
要件2			確認	市確認
<p>転入日の直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住または東京圏(※1)のうち条件不利地域(※2)以外の地域に在住し、東京23区内に通勤(※3)していた。 (ただし、東京23区内への通勤の期間については、転入日から3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。)</p> <p>※1 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県 ※2 [東京都]: 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村、[埼玉県]: 秩父市、飯能市、本庄市、超生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町、[千葉県]: 銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町、[神奈川県]: 三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村 ※3 東京23区内に通勤していた場合は、雇用保険の被保険者であること(公務員や個人事業主など例外あり)</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

要件3 次の(1)～(9)の すべて の要件を満たしていますか？		確認	市確認
(1)	令和8年4月1日以降に本市に転入した。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)	支援金の申請の日は、転入後1年以内である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3)	本市に支援金の申請をした日から5年以上、継続して居住する意思がある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4)	申請者が転入時、39歳以下である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5)	公務員でない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6)	暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(7)	日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有する者である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(8)	申請者を含む世帯員が過去10年以内に移住支援金を受給していない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(9)	他の移住支援制度の活用や補助金等の決定を受けていない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

3 移住後の要件

次のア～オの いずれかに 該当し、その すべて の要件を満たしていますか？		確認	市確認
ア 就業 (一般)	(1) 勤務地が本市内に所在すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 就業先が、沖縄県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。ただし、沖縄県及び石垣市の判断で対象とすることを可能とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(2)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(6) 当該法人等に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(7) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
イ 専門 人材	(1) 次に掲げる要件を満たすプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した専門人材である。また、対象企業が就業先に確認済である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 勤務地が本市内に所在すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(6) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ウ テレ ワーク	(1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、本市を生活の本市とし、移住元での業務を引き続き行うこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 本市でテレワークにより勤務する(原則、通勤しない)こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 地域未来交付金(デジタル実装型)又はこの前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

			確認	市確認
工 □ 起業	(1)	沖縄県の実施する起業支援事業にかかる交付決定を移住支援金の申請日から1年以内に受けていること。	□	□
次の(1)～(5)の いずれかに 該当すること。				
オ □ 関係人口	(1)	農林水産業に就業し、週20時間以上従事している者	□	□
	(2)	市内の事業者等に就業する者で、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の就業であり週20時間以上勤務し、かつ、就業先及び勤務先が次の①から③までのいずれにも該当していないこと。 ① 官公庁等 ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業若しくは接客業務受託営業を行う事業者等。(以下「風俗営業等」と総称する。) ③ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係性を有している事業所等	□	□
	(3)	家業等に従事する者で、次に掲げる事項の全てに該当すること。 ① 週20時間以上、家業に従事していること。 ② 従事する家業が風俗営業等に該当しないこと ③ 家業を営む者が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係性を有していないこと。	□	□
	(4)	事業承継する者で、次に掲げる事項の全てに該当すること。 ① 申請日までに事業承継が完了していること。 ② 事業承継に係る事業が風俗営業等に該当しないこと。 ③ 事業承継に係る事業が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と取引等を行わないものであること。	□	□
	(5)	起業する者で、次に掲げる事項の全てに該当すること。 ① 本市で新たに開業し、又は新たに本市へ事業所を移転し営業を開始したこと。 ② 風俗営業等に該当しないこと。 ③ 起業に係る事業が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と取引等を行わないものである。	□	□
以下の内容は、“世帯向けの申請”をする方のみご確認ください。			確認	市確認
次の(1)～(5)の すべてに 該当すること。			□	□
(1)	申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していた。		□	□
(2)	申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属している。		□	□
(3)	申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和8年4月1日以降に、転入した。		□	□
(4)	申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内である。		□	□
(5)	申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係性を有する者でないこと。		□	□

4 すべての方が必要な書類

必要書類		確認	市確認
(1)	移住支援金チェックシート(チェック済の本シート)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)	石垣市Uターン支援事業移住支援金交付申請書(様式第1号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3)	写真付き身分証明書の写し(マイナンバーカード・運転免許証など)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4)	石垣市の住民票(申請の日から3月以内に発行されたもの)(世帯全員分)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5)	移住直前の居住地及び当該居住地における居住期間及び本市での居住期間がわかる戸籍の附票(世帯全員分)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6)	市税等の滞納のない証明書(世帯全員分)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(7)	石垣市Uターン支援事業移住支援金申請者アンケート	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

5 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた方が必要な書類

必要書類		確認	市確認
(1)	東京23区以外の東京圏(条件不利地域を除く)に在住しつつ、東京23区内に通勤していた者。①又は②の書類 ① 東京23区内の企業等で就業し通勤していた者 ・就業証明証等(移住元の在勤地、在勤期間及び雇用期間の被保険者であったことを確認できるもの) ② 東京23区内の通勤していた法人経営者又は個人事業主 ・開業届出済証明書、個人事業等の納税証明書、契約書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)	東京23区以外の東京圏(条件不利地域を除く)に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者。 ※(1)の書類も含む ・在学期間を確認できる卒業証明書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

6 移住後の要件に伴う必要な書類

移住後に係る要件	必要書類	確認	市確認
ア・イ 就業	就業証明証(様式第2-1号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ウ テレワーク	(1) 企業に就業している場合 ・所属先企業の就業証明証(様式第2-2号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 個人事業主の場合 a 業務委託契約書等(申請日以降に、テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類) b 開業届又は確定申告書 c 申請前3か月において、当該テレワーク業務の実態(収入)が確認できる書類(全部又は一部の期間を確定申告書で確認できる場合は、省略可)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
エ 起業	沖縄県が交付した起業支援金の交付決定通知書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
オ 関係人口(本市出身者)	(1) 市内事業者等に就業した場合 ・就業先企業の就業証明証(様式第2-1号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 農林水産業に就業した場合 ・週20時間以上、農林水産業に従事していることを証明できる書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 家業に従事する場合 a 家業従事証明証(関係人口用)(様式第2-3号) b 家業に従事していることを証明できる書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

移住後に係る要件	必要書類	確認	市確認
オ 関係人口(本市出身者)	(4) 事業継承をした場合 ① 個人事業主の場合 a 承継元の事業者の個人事業の開業・廃業等届出書(廃業)の写し b 個人事業の開業・廃業等届出書(開業)の写し c 起業・事業承継証明書(関係人口用)(様式第2-4号) ② 法人である場合 a 登記簿謄本又は登記事項証明書の写し b 定款 c 起業・事業承継証明書(関係人口用)(様式第2-4号)	□	□
	(5) 起業した場合 ① 個人事業主である場合 a 開業・廃業等届出書の写し b 納税地の変更をしたことがわかる書類(本市へ事業所を移転し、営業を開始した場合に限る。) c 営業を開始したことがわかる書類 d 起業・事業承継証明書(関係人口用)(様式第2-4号) ② 法人である場合 a 登記簿謄本又は登記事項証明書の写し b 定款 c 営業を開始したことがわかる書類 d 起業・事業承継証明書(関係人口用)(様式第2-4号)	□	□